

令和5年春の全国交通安全運動広島県実施要綱

1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にするとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 令和5年5月11日(木)から5月20日(土)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和5年5月20日(土)

3 スローガン

『運転は ゆとりとマナーの 二刀流』

4 運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



5 運動の進め方

主催機関、団体、県、市町及び協賛団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定する。

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識されるよう、効果的に運動を展開する。

6 実施結果

この運動の実施結果を、令和5年6月7日(水)までに広島県交通対策協議会交通安全対策部会事務局(交通安全対策室)へ提出すること。(報告様式については、別途送付する。)

7 その他

この運動の期間は、統一地方選挙の実施に伴い前記2に掲げる期間とするが、4月は幼児の入園や児童の入学・進級を迎える時期であることから、この機を捉えた幼児や児童、その保護者等に対する交通安全教育、街頭指導等についても特段の配慮をするものとする。

～ 日を定めて実施する運動日 ～

- ・ 毎月1日は「自転車安全利用の日」
- ・ 毎月10日は「高齢者の交通安全の日」
- ・ 毎月20日は「飲酒運転根絶の日」


重点の推進項目

1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中の幼児・児童の行動特性（飛び出しなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故が多い実態を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ウ 車両の早めのライト点灯、上向きライト（ハイビーム）の活用及び自転車のライト点灯を促進する「点(つ)ける  広島県」ライト点灯運動の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

(1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ウ 歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進

(2) 飲酒運転の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

(3) 妨害運転等の防止

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(4) 二輪車運転者等に対する広報啓発

ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- (1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知
- ア 道路交通法一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 令和4年11月に改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
- ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
 - ウ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と指導の徹底
 - エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- (3) 自転車利用者等の安全確保
- ア 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
 - イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のヘルメット及びシートベルト着用の徹底を図る広報啓発の推進
 - ウ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
 - エ 広島県自転車の活用及び安全で適正な利用の促進に関する条例により、令和5年4月1日から、損害賠償責任保険等の加入が義務化されることを踏まえ、具体的な交通事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入促進に向けた広報啓発の推進

改定された「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

中央交通安全対策会議交通対策本部決定より

広島県交通対策協議会（31団体）

広島地方検察庁、中国運輸局、第六管区海上保安本部、広島労働局、中国地方整備局、広島県市長会、広島県町村会、広島市、広島県教育委員会、広島県警察本部、広島県環境県民局、広島県健康福祉局、広島県土木建築局（土木局長）、広島県土木建築局（都市技術審議官）、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本高速道路株式会社中国支社、本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター、広島県道路公社、広島高速道路公社、公益財団法人 広島県交通安全協会、一般社団法人 広島県安全運転管理協議会、一般社団法人 広島県指定自動車学校協会、広島県交通安全母の会、広島県二輪車普及安全協会、一般社団法人 日本自動車連盟広島支部、公益社団法人 広島県バス協会、一般社団法人 広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、公益社団法人 広島県トラック協会、公益財団法人 広島県老人クラブ連合会、自動車安全運転センター広島県事務所

交通安全運動協賛・後援団体（順序不同）

協賛団体（75団体）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会広島県支部、広島県観光連盟、広島県PTA連合会、中国地方鉄道協会、広島駐車協会、広島地方通運業連盟、広島県レンタカー協会、軽自動車検査協会広島主管事務所、広島県生命保険協会、広島県医師会、日本道路交通情報センター広島センター、広島県自転車協同組合、損害保険料率算出機構広島自賠責損害調査事務所、広島県社会福祉協議会、広島県身体障害者団体連合会、広島県リハビリテーション協会、広島県歯科医師会、広島県消防協会、日本建設業連合会中国支部、広島県公立高等学校長協会、広島県高等学校PTA連合会、広島県農業協同組合中央会、日本道路建設業協会中国支部、広島県建設工業協会、広島県土木協会、広島県建設業協会連合会、広島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会広島県支部、日本損害保険協会中国支部、広島県公民館連合会、広島県地域女性団体連絡協議会、海上保安協会広島地方本部、中国旅客船協会連合会、中国地方海運組合連合会、広島県ろうあ連盟、広島県肢体障害者連合会、広島県私立中学高等学校協会、広島県保育連盟連合会、広島県私立幼稚園連盟、広島県自動車販売・整備団体交通安全対策推進協議会、広島県青年連合会、広島青年会議所、青少年育成広島県民会議、広島県少年団体協議会、青少年赤十字広島県指導者協議会、広島県自動車教習所協会、全国共済農業協同組合連合会広島県本部、広島県公立中学校長会、広島県中小企業団体中央会、広島県二輪自動車協同組合、広島県経営者協会、広島県商工会連合会、広島県商店街振興組合連合会、広島弁護士会、日弁連交通事故相談センター広島県支部、日本郵便株式会社中国支社、広島県生活衛生同業組合連合会、広島県石油商業組合、自動車事故対策機構広島主管支所、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県視覚障害者団体連合会、広島県高速道路交通安全協議会、ひろしまこども夢財団、全標協広島県協会、広島市地域女性団体連絡協議会、広島市交通安全母の会、広島県小売酒販組合連合会、日本二輪車普及安全協会広島支所、広島県商工会議所連合会、広島県人権擁護委員連合会、広島県連合小学校長会、広島県行政書士会、マツダグループ交通安全普及協会連合会、日本スポーツ振興センター広島支所、広島県広島市道路利用者会議

後援団体（17団体）

中国新聞社、朝日新聞社広島総局、毎日新聞広島支局、読売新聞社広島総局、産業経済新聞社広島総局、日本経済新聞社広島支局、山陽新聞社広島支社、日刊工業新聞社広島総局、共同通信社広島支局、時事通信社広島支社、NHK 広島放送局、中国放送、広島テレビ放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、デイリースポーツ広島支社、広島エフエム放送